

18 国税滞納

(1) 滞納状況

区 分		要整理滞納						整理済滞納		整理中の滞納	
		期首滞納		新規発生滞納		合 計					
		件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
所 得 税	源 泉 分	件 1,669	百万円 665	件 1,225	百万円 469	件 2,894	百万円 1,134	件 1,223	百万円 490	件 1,671	百万円 644
	申 告 分	9,788	2,558	10,762	2,346	20,550	4,904	11,918	2,378	8,632	2,526
	計	11,457	3,223	11,987	2,815	23,444	6,038	13,141	2,868	10,303	3,170
法 人 税		1,262	1,639	1,869	1,881	3,131	3,520	1,848	1,652	1,283	1,868
相 続 税		120	152	443	689	563	841	411	610	152	231
消 費 税		11,585	外 1,168 4,196	15,151	外 2,732 9,688	26,736	外 3,900 13,884	14,374	外 2,640 9,373	12,362	外 1,260 4,511
そ の 他		840	94	1,688	184	2,528	278	1,623	146	905	132
合 計		25,264	外 1,168 9,304	31,138	外 2,732 15,257	56,402	外 3,900 24,561	31,397	外 2,640 14,649	25,005	外 1,260 9,912

調査対象等： 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における滞納の繰越、新規発生及び処理等の国税の滞納状況を示した。

- (注)
- 1 件数は納期ごとに1件として計算し、加算税のうち、本税と納期を同一にするものは、本税と併せて1件として掲げた。
 - 2 「源泉分」には源泉所得税及復興特別所得税を含む。
 - 3 「申告分」には申告所得税及復興特別所得税を含む。
 - 4 「相続税」には贈与税を含む。
 - 5 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税は含まない。
ただし、地方税法附則第九条の四の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「消費税」及び「合計」欄の外書として地方消費税の滞納状況を示している。

(2) 滞納状況の累年比較

年 度	要整理滞納						整理済滞納		整理中の滞納	
	期首滞納		新規発生滞納		合 計					
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
令和 2 年 度	件 20,800	百万円 外 701 5,911	件 17,907	百万円 外 1,574 7,953	件 38,707	百万円 外 2,275 13,864	件 17,890	百万円 外 1,368 6,860	件 20,817	百万円 外 907 7,004
令和 3 年 度	20,817	外 907 7,004	28,403	外 2,441 13,101	49,220	外 3,348 20,105	23,842	外 2,018 10,625	25,378	外 1,330 9,480
令和 4 年 度	25,378	外 1,330 9,480	24,054	外 2,072 12,667	49,432	外 3,402 22,147	25,284	外 2,248 12,996	24,148	外 1,154 9,151
令和 5 年 度	24,148	外 1,154 9,151	29,576	外 2,385 13,040	53,724	外 3,539 22,191	28,460	外 2,371 12,887	25,264	外 1,168 9,304
令和 6 年 度	25,264	外 1,168 9,304	31,138	外 2,732 15,257	56,402	外 3,900 24,561	31,397	外 2,640 14,649	25,005	外 1,260 9,912

(注) 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税は含まない。
ただし、地方税法附則第九条の四の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、
各年度欄の外書として地方消費税の滞納状況を示している。

(3) 税務署別滞納状況

税 務 署 名	要 整 理 滞 納						整 理 済 滞 納		整 理 中 の 滞 納	
	期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納		合 計					
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
徳 島	1,556	397	3,049	1,854	4,605	2,251	2,968	1,777	1,637	474
鳴 門	429	106	946	365	1,375	471	996	356	379	115
阿 南	234	57	506	205	740	263	442	173	298	90
川 島	301	58	407	182	708	240	448	182	260	58
脇 町	97	20	185	63	282	83	205	67	77	16
池 田	142	27	227	84	369	111	230	79	139	32
徳 島 県 計	2,759	665	5,320	2,753	8,079	3,419	5,289	2,634	2,790	785
高 松	3,102	826	4,495	1,754	7,597	2,579	4,235	1,704	3,362	875
丸 亀	1,519	276	1,701	675	3,220	951	1,754	643	1,466	308
坂 出	570	145	778	296	1,348	441	673	294	675	148
観 音 寺	782	132	872	399	1,654	530	789	291	865	239
長 尾	453	82	521	201	974	283	517	201	457	82
土 庄	161	26	188	85	349	111	181	86	168	26
香 川 県 計	6,587	1,487	8,555	3,410	15,142	4,895	8,149	3,219	6,993	1,678
松 山	3,495	1,014	5,538	2,338	9,033	3,352	5,734	2,444	3,299	908
今 治	886	242	1,217	575	2,103	817	1,112	558	991	259
宇 和 島	794	134	621	337	1,415	471	788	344	627	128
八 幡 浜	181	34	370	156	551	190	396	152	155	38
新 居 浜	751	137	840	347	1,591	484	916	366	675	118
伊 予 西 条	567	125	700	235	1,267	360	653	235	614	126
大 洲	187	48	358	144	545	192	363	152	182	40
伊 予 三 島	372	85	496	283	868	369	546	183	322	86
愛 媛 県 計	7,233	1,819	10,140	4,415	17,373	6,235	10,508	4,434	6,865	1,703
高 知	2,415	523	3,515	1,307	5,930	1,830	3,453	1,260	2,477	571
安 芸	266	82	295	58	561	140	349	99	212	42
南 国	793	115	715	237	1,508	352	949	254	559	98
須 崎	338	61	422	179	760	241	479	179	281	62
中 村	289	85	448	169	737	254	448	181	289	73
伊 野	240	45	416	157	656	202	344	148	312	54
高 知 県 計	4,341	911	5,811	2,107	10,152	3,019	6,022	2,121	4,130	900
局 引 受 分	4,344	4,421	1,312	2,570	5,656	6,992	1,429	2,144	4,227	4,847
総 計	25,264	9,304	31,138	15,257	56,402	24,561	31,397	14,649	25,005	9,912

(注) この表は、「(1)滞納状況」の「合計」欄を税務署別に示したものである。

19 還 付 金

還付金の支払決定の状況

区 分	支 払 決 定 済 額
	千円
令 和 2 年 度	168,693,073
令 和 3 年 度	175,996,045
令 和 4 年 度	207,327,097
令 和 5 年 度	234,120,291
令 和 6 年 度	212,567,533
源 泉 所 得 税 及 復 興 特 別 所 得 税	35,781,826
申 告 所 得 税 及 復 興 特 別 所 得 税	4,658,397
法 人 税	18,823,241
消 費 税 及 地 方 消 費 税	150,340,968
そ の 他	2,963,101
還 付 金 合 計	212,567,533

調査期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日

(注) 還付加算金を含む。